

農地手続き 料金表

農地法 第3条・第4条・第5条 | 基本料金と追加費用のご案内

表示金額はすべて税込・実費別途です。基本料金に含む農地は1筆です。
追加料金の条件は2ページ、お見積り条件・計算例は3ページをご覧ください。

01 基本料金

手続き	主な内容	行政書士報酬（税込）
第3条 許可申請	農地のまま売買・贈与・貸借をする	110,000円～
第4条 届出	権利を移さず転用する（市街化区域内）	66,000円～
第4条 許可申請	権利を移さず転用する（許可が必要な区域）	110,000円～
第5条 届出	売買・貸借等とあわせて転用（市街化区域内）	66,000円～
第5条 許可申請	売買・貸借等を伴う転用（許可が必要な区域）	110,000円～

※第4条・第5条は、市街化区域内では原則として事前の届出、それ以外では原則として許可申請となります。許可不要の例外等は個別に確認します。

第3条 | 農地のまま

買う方・借りる方が引き続き耕作するための手続きです。住宅や駐車場に変える手続きではありません。

第4条 | 権利を移さず転用

代表例は、自分の農地を自分の住宅・駐車場・資材置場等に変える場合です。

第5条 | 売買・貸借と転用

農地を取得・借受けして転用する場合は、所有者が変わらない賃貸借でも対象になります。

02 基本料金の適用条件・含まれる作業

申請の単位	同一市町村・1申請または1届出・1計画・農地1筆まで。 「筆」は登記上の土地の単位です。別申請となる場合は、申請ごとにお見積りします。
基準となる人数	第3条・第5条：渡す側1名＋受ける側1名。第4条：転用する方1名。 共有者も各1名として数え、法人は1法人を1名として扱います。
事前確認	ご依頼後の打合せ、必要書類のご案内・確認、農業委員会への通常の事前相談、土地資料の取得手配。現地訪問は初回から別料金です。取得費・交通費等は別途となります。
書類の作成・提出	申請書・届出書・通常の添付説明書類の作成、ご提供資料に基づく位置図・簡易な利用図の作成、提出、通常の照会・補正対応、許可書・受理通知書の受領。
基本料金の対応範囲	許可書・受理通知書の受領までです。許可後の工事完了届・定期報告等の代行は別料金となります。実測・測量、建築・土木の設計は含みません。

追加料金のご案内

作業が追加となる条件と、加算される金額をご案内します。

追加作業の前に、理由・作業内容・金額をご説明します。
ご了承いただいてから着手し、同じ作業を重複して請求することはありません。

追加となる項目	追加料金が発生する条件	追加報酬（税込）
農地の筆数追加 第3・4・5条	基本料金に含む農地は 1筆 です。同じ申請に含める農地が2筆以上になる場合は、 2筆目から1筆ごとに加算 します。	5,500円 追加1筆につき
申請当事者の追加 第3・4・5条	1ページの基準人数を超える申請当事者について、本人確認・書類の準備・連絡対応が増える場合。例：第5条で売主2名・買主1名なら1名分を加算します。	5,500円 追加1名につき
現地訪問・現地確認 第3・4・5条	初回から基本料金には含みません 。現地調査・写真撮影・立会い等を行う場合に加算します。現地作業2時間以内を1回とし、超える場合は事前にお見積りします。	11,000円 1回／交通費別途
許可後の届出・報告 第4・5条の許可	工事完了届、進捗状況報告、事業実施状況報告等 の作成・提出をご依頼いただく場合。写真等をご提供いただく前提です。現地確認が必要な場合は、訪問費・交通費を別途計上します。	44,000円 提出書類1通につき
詳細な営農計画 第3条	耕作内容・農機具・労働力・収支等が未整理で、通常の申請書への記載を超えて、 計画策定や裏付け資料の整備 を支援する場合。新規就農・法人というだけでは加算しません。	33,000円～ 1計画
土地改良区等の書類手続き 主に第4・5条	土地改良区の意見書交付申請・地区除外申請、排水同意関係書類の作成・提出等を別途代行する場合。 通常の問い合わせだけでは加算しません 。	11,000円～ 1手続き
追加の図面作成 主に第4・5条	ご提供図面と簡易な利用図では申請に足りず、一部転用の範囲図・詳細な利用計画図等を新たに作成する場合。実測・測量・排水計算・技術設計は別途お見積りします。	22,000円～ 1計画・一式
着手後の計画変更 第3・4・5条	ご依頼者様のご都合で対象地・申請者・用途・配置等を変更し、 書類や図面の作り直し が必要になる場合。軽微な修正は除きます。許可後の正式な変更申請は個別にお見積りします。	22,000円～ 変更指示1回につき

追加料金がかからない対応

計画を変えない通常の照会・補正、軽微な表記修正、当事務所の誤りの訂正は基本料金に含まれます。当事務所の誤りに伴う再訪問にも追加報酬はかかりません。

土地の面積が広い、市街化調整区域にある、新規就農・法人であることだけを理由に、一律の加算はしません。実際に必要となる追加作業に応じてお見積りします。

※ 「～」の付いた料金は最低額です。実際の金額は作業内容に応じて事前にご案内します。
※ 許可後の報告は提出が必要な場合がありますが、ご本人で提出される場合、当事務所への代行報酬はかかりません。

お見積りと費用の例

報酬・追加作業・実費を分け、ご依頼前に費用をご案内します。

03 個別にお見積りする場合

別の申請・届出が必要になる場合

複数の市町村にまたがる場合や、事業計画・当事者が異なり申請を分ける必要がある場合があります。申請ごとの基本料金を基準とし、重複する作業を調整してお見積りします。

農地法の申請以外の手続きが必要になる場合

農振除外、地域計画の変更、開発許可、水路・道路の占用等、別の手続きが必要となる場合、その費用は基本料金に含まれません。必要性和当事務所の対応範囲を確認し、別途ご案内します。

通常と異なる調査・協議・計画が必要になる場合

すでに農地以外に使用している土地への対応、大規模な造成・排水計画、複雑な権利関係、営農型太陽光発電等です。必要な調査・協議の範囲を整理してお見積りします。追加料金のお支払いにより許可が保証されるものではありません。

長距離の出張が必要になる場合

事務所と訪問先の往復移動が2時間を超える出張は、移動・拘束時間に応じて事前にお見積りします。2ページの訪問料とは重複加算しません。交通費・宿泊費等の実費は別途となります。

04 報酬の計算例

ご依頼内容・計算内訳	報酬合計（税込）
第3条許可 農地5筆・渡す側1名＋受ける側1名 基本110,000円 + 追加4筆 × 5,500円	132,000円
第4条届出 農地2筆・転用する方1名 基本66,000円 + 追加1筆5,500円	71,500円
第5条許可 農地3筆・売主2名＋買主1名・追加図面あり 基本110,000円 + 追加2筆11,000円 + 追加1名5,500円 + 図面22,000円	148,500円

※同一市町村・1申請（届出）で、記載以外の追加作業がない場合の例です。図面費用は22,000円で確定した想定です。現地訪問費、許可後の届出・報告の代行報酬、実費・他の手続きの費用は含まれません。

実費・外部費用について

登記事項証明書・公図等の取得費、郵送費、交通費、必要な行政手数料、土地改良区等への支払金は、報酬とは別にご案内します。

測量・分筆・各種登記、設計・工事、不動産仲介、別途の契約書作成は基本料金に含まれません。

ご依頼にあたって

追加作業は、内容と金額をご案内し、ご了承後に着手します。許可の可否や完了時期は、土地の条件・計画内容・審査状況によります。

不許可・取下げ・途中解約時の精算条件は契約前にご案内します。必要な手続きが整う前の工事着手・用途変更はお控えください。

ご相談・お見積りのお問い合わせ

エールZEAL国際行政書士事務所

代表行政書士 吉田雄介 | 登録番号 22130594

0493-59-9578

お問い合わせフォーム

yellzeal.com/contact-us/



お問い合わせ